基賃時発第1203001号
平成１５年１２月３日

労働時間短縮支援センター
（社）全国労働基準関係団体連合会会長　殿

厚生労働省労働基準局賃金時間課長

総合的ワークシェアリング政策の推進に係る対応について

標記について、別添のとおり、各都道府県労働局労働基準部長あて通知しましたので、御了知の上、貴会におかれても特段の御配慮をお願いします。

基総発第1121001号
平成15年11月21日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局総務課長
（　契　印　省　略　）

総合的ワークシェアリング政策の推進に係る対応について

標記については、「総合的ワークシェアリング政策の推進について（厚生労働省発政第1117002号。以下「次官通達」という。）」及び「総合的ワークシェアリング政策の推進の具体的取組について（地発第1117006号・基発第1117002号・職発第1117003号・能発第1117004号・雇児発第1117002号・政発第1117001号。以下「局長連名通達」という。）により都道府県労働局長あて通達されたところである。

総合的ワークシェアリング政策については、厚生労働大臣の指示により取りまとめられ、今般、厚生労働省及び都道府県労働局内が一体となって取り組むべきこととされたところである。

ついては、貴職におかれても、下記に留意しつつ、ワークシェアリングの導入促進のための支援等、対応に遺漏なきを期されたい。

記

1　基本的考え方

ワークシェアリングは、雇用・賃金・労働時間の適切な配分を目指し、雇用の維持・創出を目的として労働時間の短縮を行うものであるが、この本来の目的のみではなく、過重労働の防止や仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に資する等の効果が期待されるものである。

このため、労働基準行政においても、労働時間の短縮の推進という観点から、ワークシェアリングを過重労働による健康障害防止対策の一環として位置付け、対応を行うこととする。

2　具体的対応

(1) 都道府県労働局ワークシェアリング推進本部への参画

各都道府県労働局に設置される都道府県労働局ワークシェアリング推進本部（以下「推進本部」という。）を中心とし、労働基準行政、職業安定行政及び雇用均等行政が一体となって、ワークシェアリング導入促進のための支援等を行うこととなるものであり、労働基準部においても推進本部には労働基準部長が参画し的確な対応を図ること。なお、推進本部の庶務は総務部において行うこととされていることから、ワークシェアリング政策に係る主担当は、総務部となることに留意すること。

(2) 事業主に対するワークシェアリング導入促進のための支援に係る対応

ア　本部長等による事業場訪問を通じたワークシェアリング導入促進のための支援等

(ｱ) 訪問対象事業場の選定に際しては、推進本部において、労働局内各部室の有するそれぞれの情報を総合して判断することとなるが、労働基準部においては、例えば過重労働の解消を図るためにワークシェアリングについての助言等を希望している事業場の情報を提供することによって、地域の実情に応じた適切な対応を図ること。

(ｲ) 本部長等が事業場を訪問する際、「過重労働による健康障害を防ぐために（リーフレット）」を持参する必要がある場合には、当該リーフレットの必要部数を確保すること。

また、本部員たる労働基準部長が事業場を訪問する際には、推進本部の対応方針に基づき、上記リーフレット以外に、「ワークシェアリングってなんだろう？（改訂版）（リーフレット。改訂中。）」、「緊急雇用創出特別奨励金のお知らせ（リーフレット）」を活用すること。

(ｳ) 事業場の訪問については、本部員たる労働基準部長のみならず、労働基準部の関係課室長や当該事業場を管轄する労働基準監督署長（以下「署長」という。）等が訪問に加わる場合があるので、労働基準部内各課室長、署長等に対しても、次官通達、局長連名通達、本通達等により示されたワークシェアリング導入促進のための支援についての情報の共有を図ること。

イ　労働基準部及び労働基準監督署（以下「署」という。）におけるワークシェアリングの導入促進のための周知

(ｱ) 過重労働が行われるおそれのある事業場等を対象に、健康障害防止、時間外労働の削減、労災認定等の調査、指導等や集団指導、説明会等の機会を活用し、ワークシェアリングの周知を図ること。

特に過重労働による健康障害防止や、改正された時間外労働の限度基準に係る集団指導、説明会等の機会には、ワークシェアリングの周知を図ること。

周知の方法としては、「過重労働による健康障害を防ぐために」とともに、必要に応じ、「ワークシェアリングってなんだろう？（改訂版）」や「緊急雇用創出特別奨励金のお知らせ」を事業主に配布すること等により行うこと。

なお、「ワークシェアリングってなんだろう？」については総務部より、「緊急雇用創出特別奨励金のお知らせ」については職業安定部より労働基準部に必要部数の提供が行われるものであり、「過重労働による健康障害を防ぐために」については労働基準部より各部室に必要部数の提供を行うものであること。

(イ) 「ゆとり創造月間」（11月）におけるシンポジウム等の場に、「緊急雇用創出特別奨励金のお知らせ」を備え付ける等により、ワークシェアリングの周知を図ること。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)により周知を行うに際しては、ワークシェアリングはあくまで労使の話合いによる導入を基本として行われるべきものであり、事業主の一方的な労働条件の変更を肯定するものではないことに留意すること。例えば、緊急雇用創出特別奨励金については、その要件として、所定労働時間又は所定外労働時間の短縮と賃金の削減を行うこととされているが、これはあくまで「労使の合意」を前提としているように、ワークシェアリングの実施に際して、一方的な労働条件の変更を肯定するものではないことに留意すること。

ウ　導入意向を把握した事業場に対するアドバイザーによるフォローアップ

(ア) 上記ア及びイによる周知等を通じた各事業場のワークシェアリングの導入意向については、「ワークシェアリングってなんだろう？（改訂版）」に添付されているアドバイザー派遣等依頼書（仮称）等により推進本部に集約されることになるが、当該事業場の求めるアドバイス、情報提供等が労働時間制度の改善を中心としたものである場合、推進本部からの要請に応じて、労働基準部において、労働時間短縮支援センター都道府県支部（以下「センター支部」という。）に対し診断・指導アドバイザー（労働時間制度改善支援事業）の派遣を要請すること。

なお、当該派遣要請については、現行の労働時間制度改善支援事業の枠組みの中で行うこととなる。

(イ) 上記イによる周知等の際に、ワークシェアリングの導入意向を把握した場合には、当該署は速やかに労働基準部に対して当該事業場に係る情報提供を行い、労働基準部においても、速やかに推進本部へ当該情報の提供を行うこと。

(ロ) 派遣した診断・指導アドバイザーがアドバイス、情報提供等を行った事業場におけるワークシェアリングの導入の有無等については、労働基準部においてセンター支部から報告を求め、推進本部に連絡すること。

(ハ) 労働時間短縮支援センター本部に対しては、本省より別添のとおり協力要請を行っているので、各局においても、センター支部との十分な連携を図ること。

別紙

基発第1117003号
政発第1117002号
平成15年11月17日

労働時間短縮支援センター
（社）全国労働基準関係団体連合会会長　殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省政策統括官

総合的ワークシェアリング政策の推進について

標記について、別添のとおり、各都道府県労働局長あて通知したので、御了知の上、貴会におかれても遺漏のないよう特段の御配慮をお願いする。

（別添略）